平成２３年（フ）第１５７３号
大阪府茨木市郡山２丁目９番12号
債務者　丸山由香里
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５７９号
大阪市淀川区田川３丁目３番４号　メゾンルミエール202号
債務者　藤本　真弓
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５８４号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目６番17号
債務者　谷口　正則
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５８６号
大阪市天王寺区上汐５丁目３番22号　アメニティ上汐ファイブ401号
債務者　ギャルリプチボワこと　末方　恭子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４号
香川県丸亀市土器町西３丁目194番地　レオパレス立花101号
債務者　森　　智子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１０号
福岡県大牟田市大字岬1676番地　黒崎県営住宅19棟205号
債務者　埴田　人美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１１号
福岡県大牟田市大字草木185番地61
債務者　野田　君枝
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１２号
福岡県大牟田市龍湖瀬町40番地12　龍湖瀬市営住宅８棟16号
債務者　寺本　康子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１３号
福岡県大牟田市明治町３丁目42番地２
債務者　平河　定二
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１０２号
千葉県松戸市松飛台530－３　ハイツ和泉103、住民票上の住所千葉県松戸市松飛台134番地の61
債務者　清水　文枝
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１４３号
千葉県鎌ケ谷市南初富３丁目12番４－４号
債務者　山本　高史
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１５２号
千葉県松戸市六高台６丁目117番地の12
債務者　渡邊絵美子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７２号
福井県敦賀市野坂53号２番地の７
債務者　武長　忠男
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１５３号
広島市西区鈴が峰町43番５－401号
債務者　北惠眞理子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９号
山口県周南市大字鹿野下1014番地の13
債務者　岡崎　美幸
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第９号
山口県下松市大字西豊井1409番地９
債務者　菊池須磨子こと　陳　須磨子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１５３号
山口県宇部市大字西岐波261番地１　ソレアードＡ102号、旧住所山口県宇部市大字上宇部603番地17
債務者　酒井　　徹
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１３号
山口県宇部市松山町５丁目４番25―405号、旧住所山口県宇部市岬町１丁目１番23―６号
債務者　岩本　達男
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所宇部支部